

学校給食費の見直しについて

令和6年10月15日

聖籠町教育委員会 子ども教育課

学校給食費の見直しについて

- | | | |
|----|----------------|--------------|
| 1 | 給食費を検討する理由 | ・・・ P. 3 |
| 2 | 聖籠町の給食費の現状 | ・・・ P. 4～6 |
| 3 | 町からの支援 | ・・・ P. 7 |
| 4 | 1人あたりの支援の状況 | ・・・ P. 8～9 |
| 5 | 食品価格の高騰 | ・・・ P. 10～12 |
| 6 | 食材料費の上昇への対応 | ・・・ P. 13 |
| 7 | 食材料費の上昇についての課題 | ・・・ P. 14 |
| 8 | 食材料費の上昇による影響 | ・・・ P. 15 |
| 9 | 給食費の試算 | ・・・ P. 16～20 |
| 10 | 検討のスケジュール | ・・・ P. 21 |

1 給食費を検討する理由

学校給食における食材料費は、学校給食法※において保護者が負担することになっています。

聖籠町給食共同調理場では、栄養摂取基準に基づき、様々な工夫のもと安価で安心しておいしく食べられる学校給食の提供に努めています。

このような中、令和4年度には、学校給食運営委員会からの答申を踏まえ、10年ぶりとなる増額改定を行いました。国においては、物価高騰対策支援が行われており、町としても物価高騰支援策として保護者の負担軽減を図る観点から、当面の間、増額改定分を町が負担することとしました。

しかし、その後も未だ続く物価上昇やそれに伴う食材料費の高騰が続いている状況から、学校給食の適切な内容とそれを提供するための給食費の見直しについて、聖籠町教育委員会から聖籠町学校給食運営委員会へ諮問があり、検討を進めることとなりました。

学校給食法※

第十一条 第2項 前項に規定する経費以外の学校給食に要する会費は、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法十六条に規定する保護者の負担とする。

2 聖籠町の給食費の現状

聖籠町の給食費は、一食単価で比較した場合、小学校は一食300円で、新潟県の中で高い方から10番目（同単価の市町村が5市町村）となっています。また、中学校は一食354円で、新潟県の中で、高い方から10番目となっています。

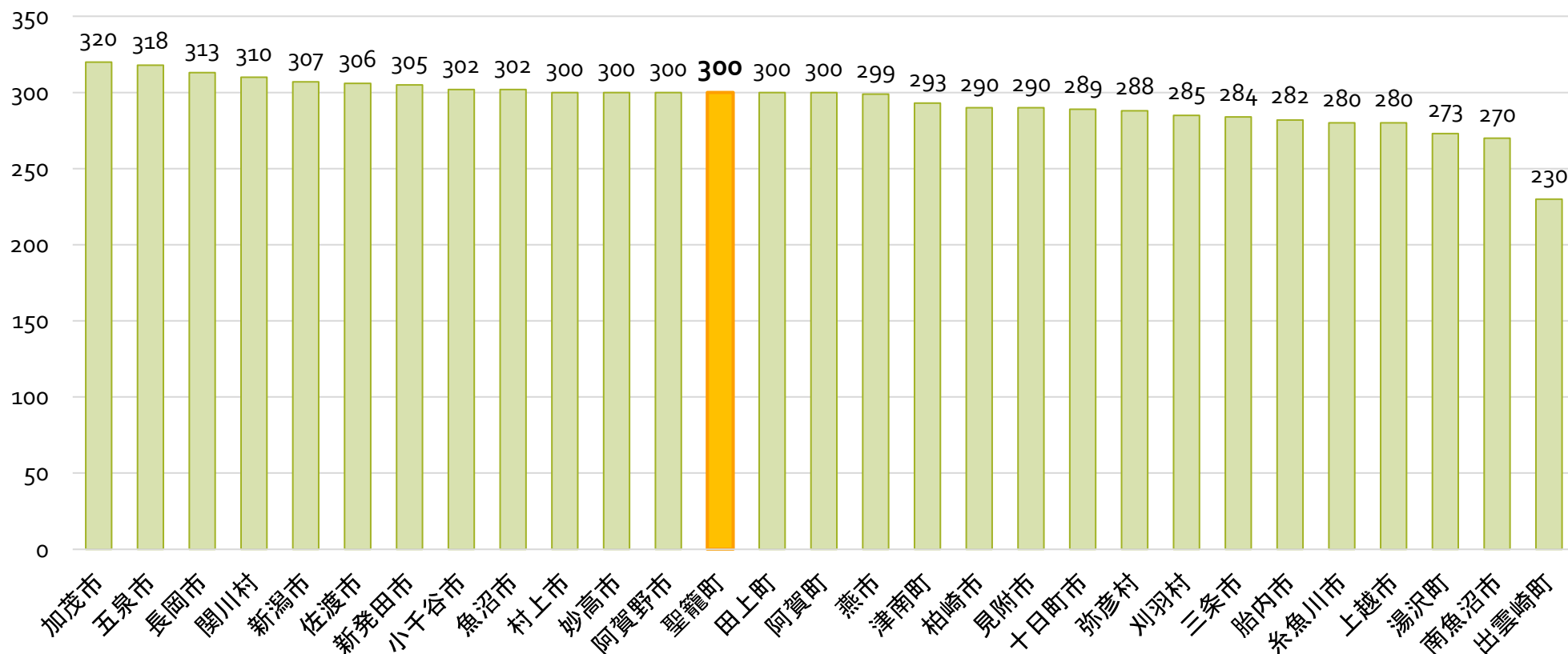
物価上昇やそれに伴う食材料費の高騰が続いていますが、当学校給食共同調理場では、既製品の使用を減らし、手作り作業を増やすことや、安価なものでも食味が損なわれないものを選定するなど栄養面や食材の安全性を確保しつつ、給食費の値上げをしない対応を図りながら学校給食を提供しています。

（出典：令和5年度 学校給食要覧）

	小学校	中学校
現行の給食費	300円	354円
新潟県29市町村の中で…	10番目	10番目

2 聖籠町の給食費の現状

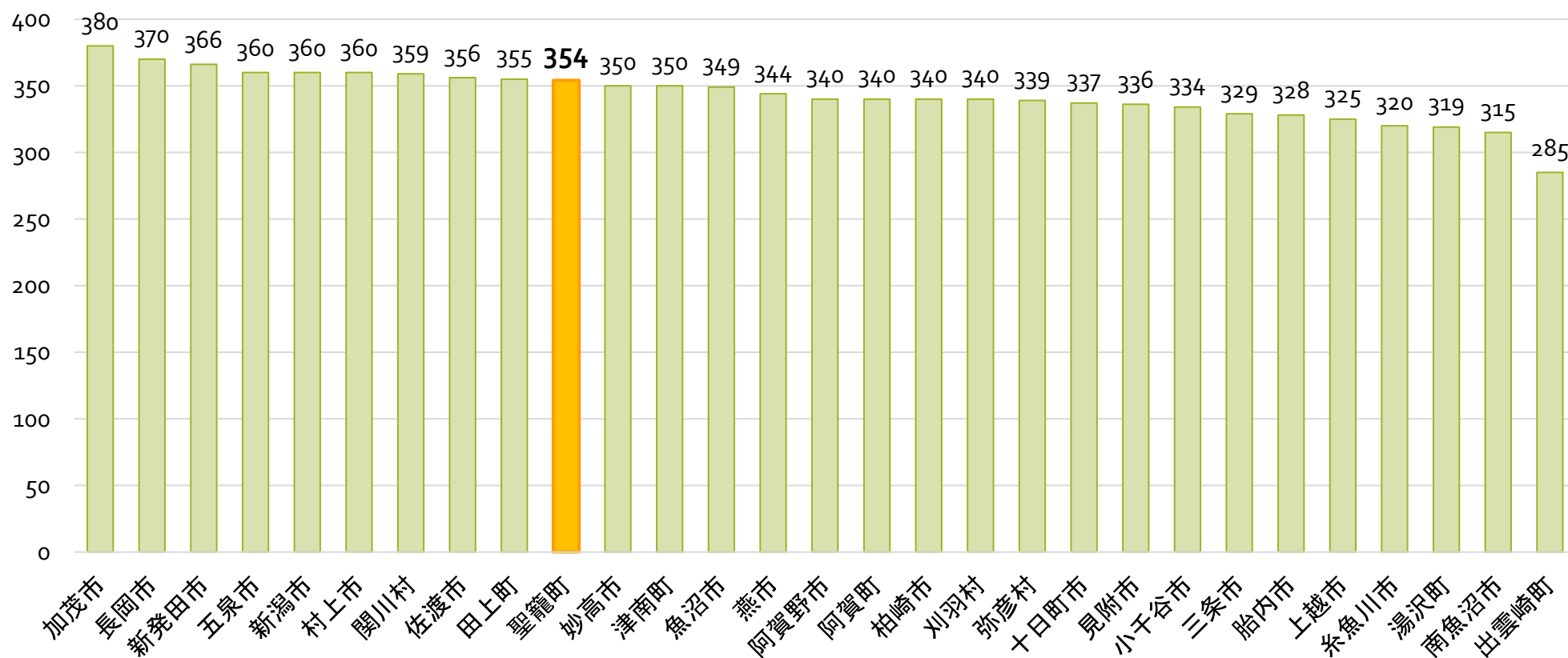
小学校の給食費一食当たり単価(円)



(出典：令和5年度 学校給食要覧)

2 聖籠町の給食費の現状

中学校の給食費一食当たり単価(円)



(出典：令和5年度 学校給食要覧)

3 町からの支援

前述のように、聖籠町の学校給食共同調理場では、栄養士が工夫することで学校給食の提供に努めてきました。

しかしながら、令和4年度において、食材料費の高騰により、栄養士の工夫だけでは対応が困難であることから、聖籠町教育委員会から聖籠町学校給食運営委員会へ諮問を行い、その答申を踏まえ増額改定を行いました。

一方、国では、物価高騰によるあらゆる支援策が行われている状況であったことから町としても物価高騰支援策として保護者負担の軽減を図る観点から当面の間、増額改定分を町が負担することとしました。

4 1人あたりの支援の状況

物価高騰による給食費の軽減措置として従前の給食費とした後の、令和6年度の実質的な食材料費の一食あたりの金額と月額は、次のようになります。

	一食あたりの金額			月額		
	給食費	軽減額	実質的な額	給食費	軽減額	実質的な額
小学生	270円	30円	300円	4,700円	800円	5,500円
中学生	320円	34円	354円	5,300円	1,000円	6,300円

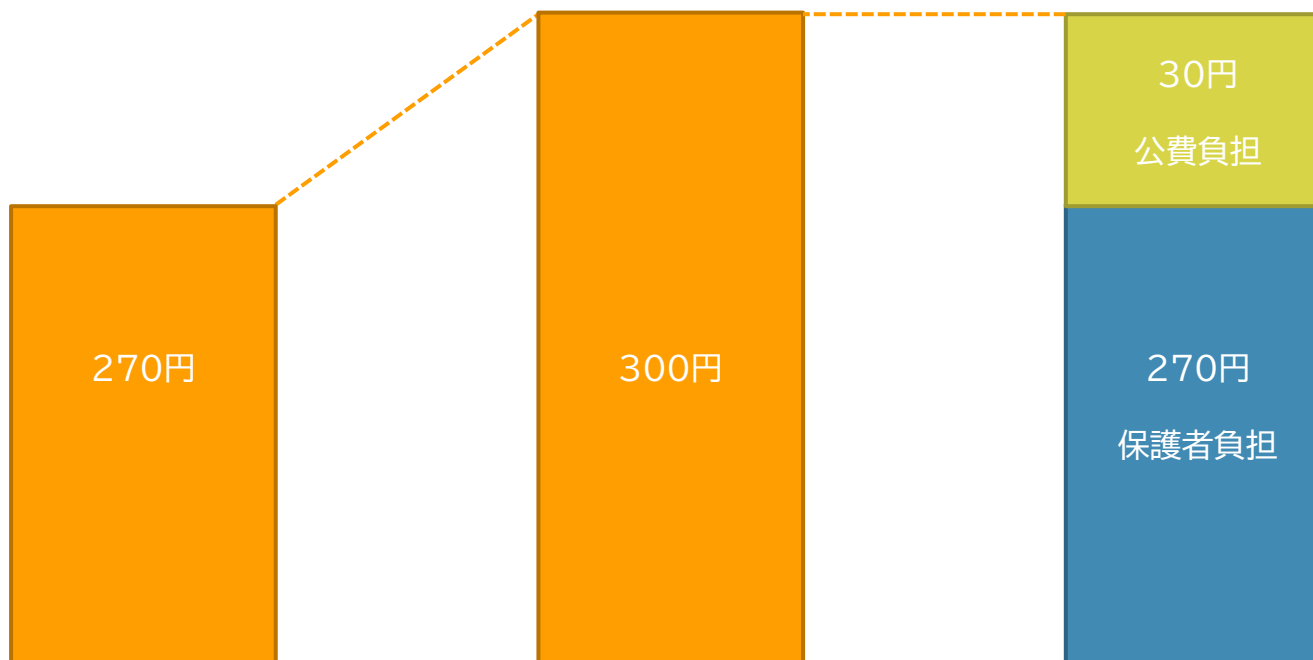
- ・給食費は、保護者の皆さんにご負担いただいている金額です。
- ・軽減額は、一人あたりの軽減額を示したもので、食材料費の高騰分に相当するものです。
- ・実質的な額は、給食費と軽減額を合計したもので、食材料の調達に必要な実質的な金額を示すものです。

4 1人あたりの支援の状況

物価高騰による給食費を軽減措置として公費で負担している様子を小学校の一食あたりで表すと下記イメージ図のようになります。

令和4年度

令和5年度

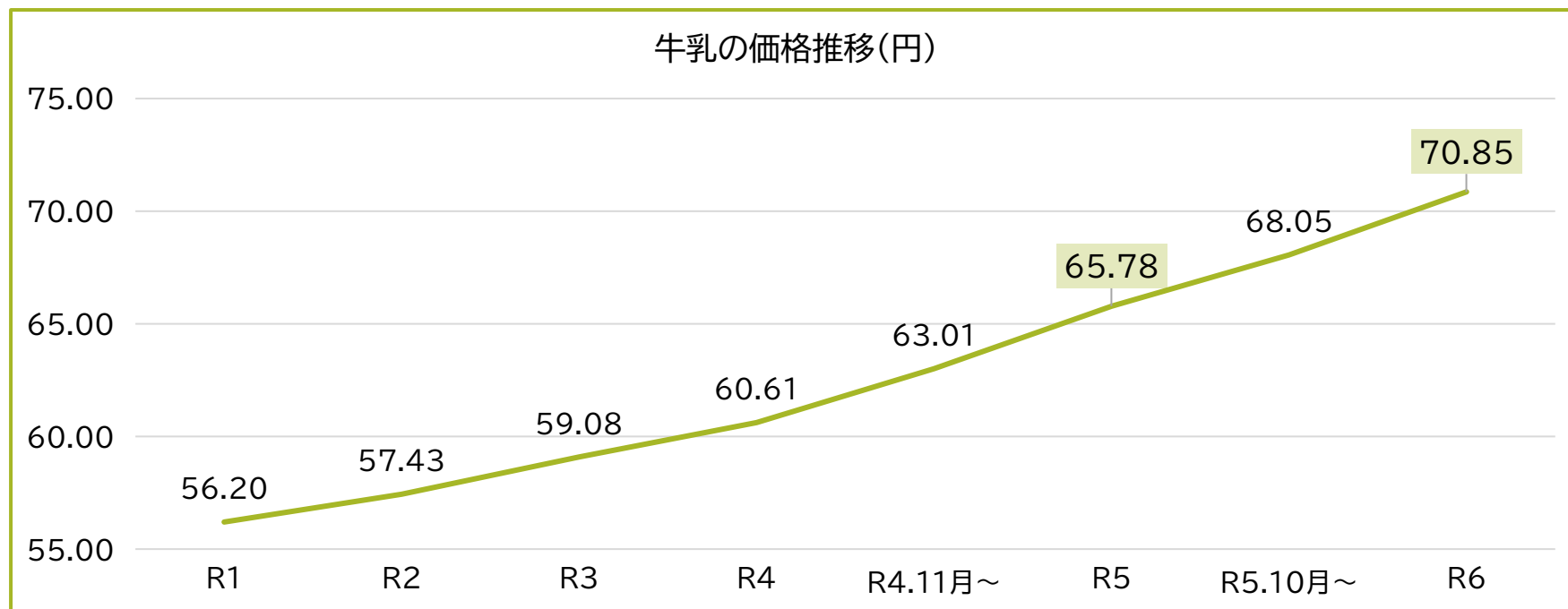


5 食品価格の高騰

食品価格の高騰による影響で一食あたりの実単価が上昇しています。

①牛乳

牛乳1本（200ml）当たりの価格推移（小・中学生）

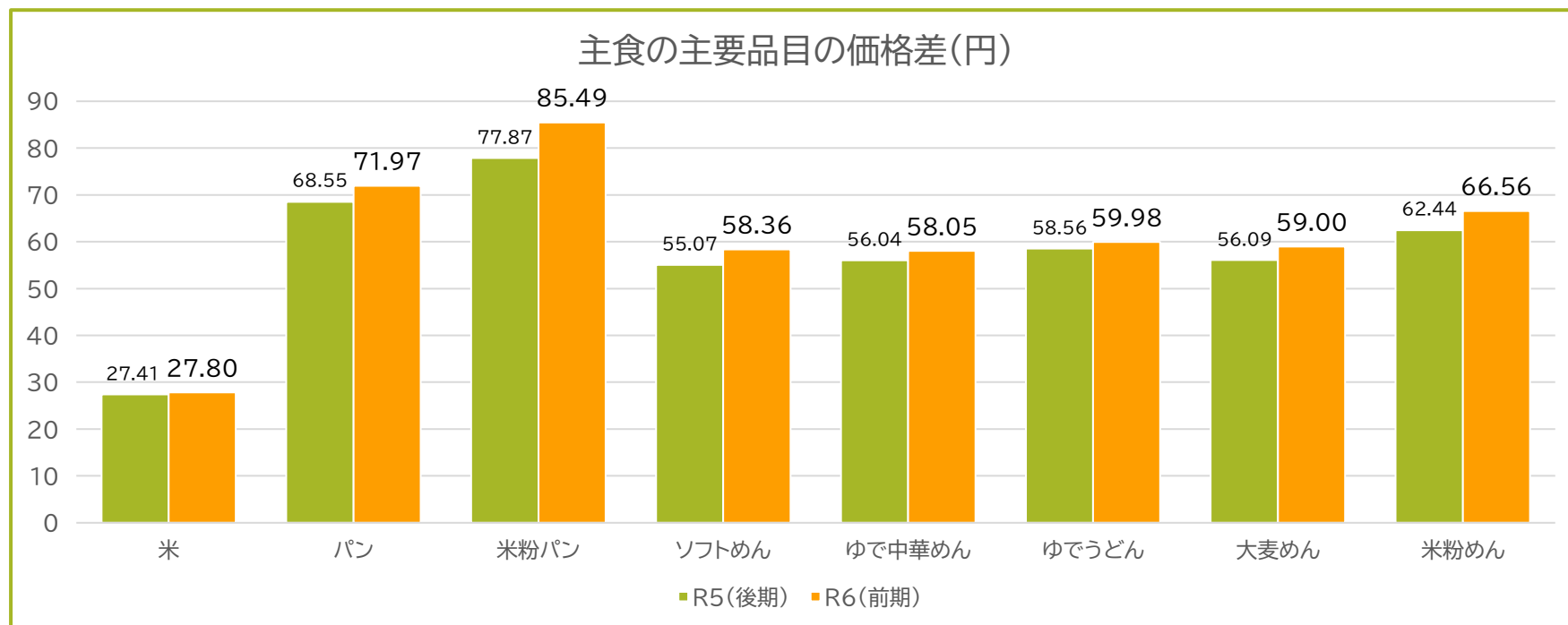


5 食品価格の高騰

食品価格の高騰による影響で一食あたりの実単価が上昇しています。

②主食

主食の主要品目の令和5年度と令和6年度の比較（小学生）

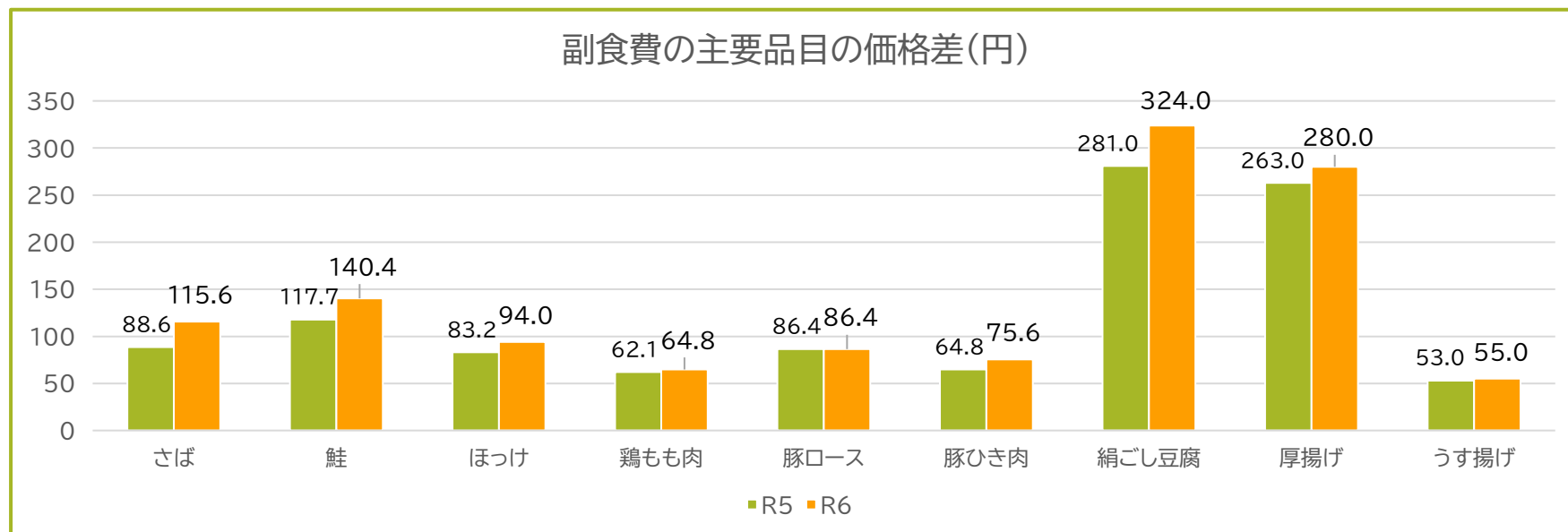


5 食品価格の高騰

食品価格の高騰による影響で実単価が上昇しています。

③副食費

副食費の主要品目の令和5年度と令和6年度の比較（小学生）



※魚類、肉類は小学生の給食一食あたりで使用する量（50g）の金額で比較しています。

※絹ごし豆腐は一丁当たり、厚揚げは一枚当たりの金額で比較しています。

6 食材料費の上昇への対応

聖籠町ではこれまで、食材料費が年々上昇していくことに対して、次のような工夫をして対応してきました。

- ① 食材の選定会議において、たんぱく源を確保した上でなるべく安価な品を選定する。
- ② 果物の提供回数を調整する。
- ③ 手作り出来る作業をすることで既製食品の使用を減らす。

7 食材料費の上昇についての課題

一方で、食材料費の上昇により、次のような課題もありました。

- ① 使用できる食材の種類が少なく、見た目の彩りに欠ける。
- ② 特徴的な食材を使用する行事食、郷土料理、世界の料理等の提供が難しい。
- ③ 豚肉や果物、緑黄色野菜の提供回数が減少し、ビタミンの摂取量の確保が難しい。

8 食材料費の上昇による影響

食材料費の上昇により、次のような給食提供への影響が考えられます。

- ① 児童生徒の味覚の形成及び、地域への愛着を深められるように、季節ごとの旬の食材や地域の地場産物を取り入れた献立の提供。
- ② 児童生徒が、伝統的な食文化について理解を深めることができるよう、行事食や郷土料理を取り入れた献立の提供。
- ③ 食事への興味・関心を高めるため、お誕生日給食やリクエスト給食等の魅力ある献立の提供。
- ④ 主食、主菜、副菜がそろったバランスよい献立の提供。（食育の生きた教材としての給食の提供。）
- ⑤ だしを効かせた減塩に配慮した献立の提供。

9 給食費の試算

給食費の値上げを試算するにあたって、下記を試算条件としました。

- 現在の一食あたり給食費を試算基準とする。
小学生300円、中学生354円、幼稚園261円
- 令和5年度から令和6年度の物価上昇を加味する。
 - ・ 食材費を①牛乳、②主食、③副食費の3つに分ける。
 - ・ ①～③の物価動向から増額の目安となる金額を算出する。
 - ・ 一食あたり給食費へ①～③の金額を加算し試算の目安とする。
- 月数を11ヵ月で計算する。（8月は給食費を徴収しないため）

9 給食費の試算

①牛乳の物価上昇率

牛乳1本(200ml当たり)の令和5年度と令和6年度の差額を増額分の金額とする。

※小中学校は県の統一価格、幼稚園は販売店の時価となるため金額が異なります。

◆小・中学生の差額 6円

$$65.78 - 70.85 = 5.07\text{円} \div 6\text{円}$$

年度	令和5年度	令和6年度	差額
牛乳1本(200ml当たり)の金額	65.78円	70.85円	5.07円

◆幼稚園の差額 11円

$$91.0 - 80.0 = 11.0\text{円}$$

年度	令和5年度	令和6年度	差額
牛乳1本(200ml当たり)の金額	80.0円	91.0円	11.0円

9 給食費の試算

②主食の物価上昇率

主食は米、パン、麺の令和5年度と令和6年度の差額を増額分の金額とする。

給食一食あたりの主食の金額

・ごはん、パン、麺の給食一食あたりの平均値で比較。

対象	令和5年度	令和6年度	差額
小学校（中学年）	34.14円	35.49円	1.35 = 2円
中学校	42.09円	43.79円	1.70 = 2円
幼稚園	27.87円	28.74円	0.87 = 1円

※小学校は学年によって量が異なるため中学年を基準としています。

※主食は前期と後期で価格変動があるため、令和5年度は前期と後期の平均値、令和6年度は前期の平均値となります。

※パン、米粉パンの単価には、加工賃と包装代金が含まれています。

9 給食費の試算

③副食費の物価上昇率

- ・ 令和5年度の給食一食あたり副食費平均額を算出し、副食費の基礎額とする。
- ・ 使用率の高い食材を選出し、令和5年度から令和6年度の物価上昇率を算出する。
(魚類、肉類、豆類、その他、調味料類)
- ・ 令和5年度の副食費の基礎額へ物価上昇率を掛け合わせたもの増額分の金額とする。

給食一食あたりの副食費の金額

対象	令和5年度の一食あたり副食費	物価上昇率	差額
小学校	218.22円	7.50%	16.37÷ 17円
中学校	272.28円	7.50%	20.42÷ 21円
幼稚園	190.63円	7.50%	14.30÷ 15円

9 給食費の試算

現在の一食あたり給食費を試算基準とし、令和5年度から令和6年度の物価動向を加味した試算結果です。

①一食あたり給食費の試算

対 象	給食費	牛 乳	主 食	副食費	試算額
小学生	300円	6円	2円	17円	325円
中学生	354円	6円	2円	21円	383円
幼稚園	261円	11円	1円	15円	288円

②月当たり給食費の試算

対 象	単 価	給食回数	年間額	月 額
小学生	325円	198回	64,350円	5,850円
中学生	383円	187回	71,621円	6,511円
幼稚園	288円	198回	57,024円	5,184円

※給食回数は令和6年度の4～10月の実回数と11～3月の見込み回数の合計です

10 検討のスケジュール

令和6年	9月25日(水)	令和6年度第9回教育委員会定例会 →・教育委員会から運営委員会への諮問
	10月15日(火)	第1回委員会
	月 日	第2回委員会(予定)
令和6年	11月25日(月)	令和6年度第11回教育委員会定例会 →・運営委員会から教育委員会への答申
令和6年	12月25日(水)	令和6年度第12回教育委員会定例会 →・給食費の改定等について決定